

後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)をご利用ください。

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより、国民年金の資格期間が少ない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が合計25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まりました。^(注)

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査をさせていただくことになります。(審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。)

詳しくは下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

(注)後納保険料を納付できる期間は、平成27年9月30日をもって終了します。ご注意下さい。

高崎年金事務所国民年金課

027-322-7731

国民年金保険専用ダイヤル

0570-011-050

年金

※届け出を忘れずに※



国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。

加入者(被保険者)は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者(自営業者や学生などが、

■就職して厚生年金や共済年金に加入したとき

↓勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

■結婚、配偶者の就職等で、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者が勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

第2号被保険者(会社員や公務員などが、

▼退職したとき

↓市役所・町村役場へ届け出をします。

▼退職し、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

↓配偶者が勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が、

◆就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

◆離婚、配偶者の退職等で、第2号被保険者である配偶者の扶養でなくな

ったとき

↓市役所・町村役場へ届け出をします。

必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。

高崎年金事務所 国民年金課 027-322-7731

電気柵を設置している方へ

電気柵の設置等に係る注意事項

「電気柵」は野生鳥獣からみなさんの大切な農作物などを守る重要な防護資材です。そこで、使用に当たっては電気事業法の設備基準に従うとともに、電気柵用電源装置は安全が確認された製品を使用し、適正な設置と管理により事故防止に努めましょう。

①注意表示板の掲示

電気柵を設置する場合は、周囲の人が容易に見られる位置や間隔、見やすい文字で危険を知らせる注意表示板を必ず設置してください。

②安全が確認された電気柵用電源装置の使用

30ボルト以上の電源(家庭用のコンセント等)から直接電気柵につながると、感電や火災など重大事故の危険がありますので、安全のため電気用品安全法の適用を受ける電気柵用電源装置を使用してください。

③漏電遮断器の設置

公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、やむを得ず30ボルト以上の電源から電気を供給する場合は、必ず漏電遮断器を設置してください。

④専用の電源スイッチの設置

電気柵に電気を供給する回路には、容易に電源を入切できる箇所に専用のスイッチを設置してください。

※上記1～4は、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令により義務づけられています。

※特に、観光地や住宅地に近い農地に設置する方は、上記の注意事項を必ず守るとともに、一般の方に電気柵を設置する理由と危険を知らせてください。

問合せ先 群馬県鳥獣被害対策支援センター ☎027-371-0003
群馬県農政部技術支援課鳥獣害対策係 ☎027-226-3090

鳥獣被害防除対策を行う農林業者に町より補助金を交付します

野生鳥獣による農林作物の被害を防除するため、農林業者が防除対策に要した経費に対し、次の補助要件に全て該当する場合、申請に基づき町より補助金を交付します。

【補助要件】

- 町内に住所を有し、防除対策を行う事により利益を受ける農林業者。
- 町内に存する栽培地で防除対策を行い、栽培地の所有権又は使用収益権を有する農林業者。
- 2戸以上の農林業者で組織し、加入者の全てにおいて、町税等の滞納が無いこと。
- 補助金交付決定後に事業を実施可能な農林業者。

【補助対象経費】

- 防護フェンス、電気柵、侵入防止用トタン等の設置に掛かる費用

【補助率及び限度額】

- 国・県の補助金を活用する場合、事業費から国・県の補助金額を差し引いた残額の2分の1以内。
- 国・県の補助金を活用しない場合、事業費が5万円を超えるものに対し、上限額を10万円とし、事業費の2分の1以内。

※事業の詳細については、担当係へお問い合わせ下さい。

問合せ先 産業観光課 農林係 ☎64-8806

野焼きはやめましょう

野外での廃棄物の焼却行為は、付近の住民の方に迷惑をかけ、山林火災等環境に負担を与えることとなりますので絶対やめましょう。

ドラム缶やブロック積みによる焼却もいけません、焼却炉を使う場合でも構造基準を満たしたものの以外は認められていません。

決められたルールにより収集日に排出しましょう。

問合せ先 保健環境課 環境係 ☎82-5490